



令和元年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 アクサホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久岡 卓司
(JASDAQ・コード3536)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 新藤 達也
(TEL. 078-251-8844)

定款の一部変更に係る株主総会付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和元年11月28日開催予定の第4期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、令和元年9月12日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しております。

記

1. 定款変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに、より迅速な意思決定と業務執行を可能とする機関設計によって、外部環境の変化にスピーディーに対応し、企業価値の向上に努め、利益還元及び社会貢献を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

その他、上記の各変更に伴う、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和元年11月28日(木)

定款変更の効力発生日 令和元年11月28日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第24条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第25条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>（報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">（監査等委員会の招集通知）</p> <p>第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第25条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（取締役への委任）</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（監査等委員会規程）</p> <p>第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>（報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>同項に規定する監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></u></p>	<p><削除></p>
<p>第6章 会計監査人 <u>第36条～第37条</u>（条文省略）</p>	<p>第5章 会計監査人 <u>第31条～第32条</u>（現行どおり）</p>
<p>第7章 計算 <u>第38条～第41条</u>（条文省略）</p>	<p>第6章 計算 <u>第33条～第36条</u>（現行どおり）</p>
<p><新設></p>	<p>附則</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>1 当社は、第4期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>2 第4期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></u></p>